### **①　他社の株券等の公開買付けを行う場合**

### **（イ）公開買付け開始決定時の開示**

| 開示事項 | 開示・記載上の注意 |
| --- | --- |
| ・　開示資料の表題 | ・　対象者の名称及び証券コード（対象者の株券等が国内の金融商品取引所に上場している場合に限る。）が判別できる表題とする。  （例）「○○○○株式会社株券（証券コード○○○○）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」 |
| １．買付け等の目的等 |  |
| （１）買付け等の目的 | ・　買付け等の目的について、公開買付届出書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。  〔公開買付届出書の記載上の注意［抜粋］〕  ａ．支配権取得又は経営参加を目的とする場合には、支配権取得又は経営参加の方法及び支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画について具体的に記載すること。  組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他対象者の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性も記載すること。  ｂ．純投資又は政策投資を目的とする場合には、株券等を取得した後の当該株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由を記載し、長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付け等を行う場合には、その必要性を具体的に記載すること。  ｃ．買付け等の後、当該株券等の発行者の株券等を更に取得する予定の有無、その理由及びその内容を具体的に記載すること。  ｄ．株券等を取得した後、第三者に譲渡することを目的とする場合には、当該第三者について「第２公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項（「１会社の場合」の「②経理の状況」を除く。）を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的及び開示日において所有する当該株券等の数を記載すること。  ｅ．買付け等の後、当該株券等の発行者の株券等が上場廃止又は店頭登録の廃止となる見込みがある場合には、その旨及びその理由について具体的に記載すること。  ※　買付予定の株券等の数に上限を付す場合においても、ｅ．に関する事項を記載することが望まれます。  ※　産業競争力強化法の規定による会社法特例措置の適用を受けて、上場株券等を対価とする公開買付けを行う場合又は全部取得条項付種類株式による完全子会社化を行う場合には、認定計画の概要も含めて記載する。 |
| （２）上場廃止となる見込み及びその事由 | ・　上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及びその事由を記載する。  ※　上場廃止となる見込みがない場合には、その旨を記載する。  ・　上場廃止となる見込みがある場合であって、その対価が上場株式（東証以外の国内金融商品取引所に上場している株式を含む。）でないときは、下記事項を記載する。  ・　上場廃止を目的とする理由  ・　少数株主への影響及びそれに対する考え方 |
| （３）公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項 | ・　公開買付開始前の、公開買付者と対象者の株主との間における、公開買付けへの応募に係る重要な合意の有無を記載する。 |
| （４）いわゆる二段階買収に関する事項〔二段階買収の予定がある場合〕 | ・　買付け等の後、株式の全部取得等を行うことにより、上場会社を完全に買収する予定がある場合には、その旨及び予定している二段目の株式の全部取得等の行為に関して、原則として、以下の事項を記載する。  ・　二段目の株式の全部取得その他の行為の予定時期  ・　完全に買収する手段及びその対価  ・　一段目（公開買付け）の買付価格と二段目（株式の全部取得等）の対価に差がある場合はその内容及び差額を設ける理由  ※　二段階買収については、一段目・二段目それぞれの対価等の条件や株主への条件の提示方法によっては、公開買付けへの応募を事実上強要するような威圧的買収と受け止められる場合があり得ます。二段目の条件が一段目の条件と同等であれば問題は生じにくいものと思われますが、二段目の条件が一段目の条件よりも株主にとって不利となる場合には、問題が生じると考えられるため、十分な検討が必要となります。また、やむを得ず、一段目の開示時点において二段目の条件を決定できない事情がある場合においても、できる限り二段目で対価等の条件を決定するための要素や決定時期の見込みに関する説明を記載するなど、透明性の向上に努めるようご配慮ください。 |
| （５）上場子会社に対する公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程〔上場子会社に対する公開買付けを行う場合〕 | ・　自社におけるグループ戦略の変更の内容を含め、当該公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程を具体的に記載する。 |
| （６）公正性を担保するための措置 | ・　次に掲げる場合には、公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。  ・上場子会社に対する公開買付けを行う場合  ・その他特に当該公開買付けの公正性を担保する必要があると判断される事情がある場合  ※　公正性を担保するための措置の例としては、当事会社が自らの株主のために算定機関を選定し、当該公開買付けの内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することなどが考えられます。  ※　算定機関からの公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその旨を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。 |
| （７）利益相反を回避するための措置 | ・　次に掲げる場合には、上場子会社における利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。  ・上場子会社に対する公開買付けを行う場合  ・その他特に当該公開買付けの公正性を担保する必要があると判断される事情がある場合  ※　利益相反を回避するための措置の例としては、上場子会社における決定プロセスに自社として関与しないことや、上場子会社において当該公開買付けの決定プロセスにおいて当該公開買付けに利害関係を持たない社外監査役又は社外取締役が関与することや、当該公開買付けの決定を取締役会から独立した特別委員会の判断に委ねることなどが考えられます。 |
| ２．買付け等の概要 |  |
| （１）対象者の概要 | 〔金銭を対価とする公開買付けを行う場合〕  ・　対象者の概要として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と対象者との関係（＊）を記載する。  （＊）上場会社と対象者の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と対象者又は対象者の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。  ・　資本関係として、最近日における上場会社と対象者との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。  ・　人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と対象者との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。  ・　取引関係として、直前事業年度における上場会社と対象者との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。  ・　関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、対象者が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。  〔上場株券等を対価とする公開買付けを行う場合〕  ・　当該公開買付けに係る上場会社及び対象者について、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、発行済株式数、決算期、従業員数、主要取引先、主要取引銀行、大株主及び持株比率、上場会社と対象者の関係（＊１）、最近３年間の財政状態及び経営成績（＊２）を記載する。  （＊１）上場会社と対象者の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と対象者又は対象者の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。  ・　資本関係として、最近日における上場会社と対象者との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。  ・　人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と対象者との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。  ・　取引関係として、直前事業年度における上場会社と対象者との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。  ・　関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、対象者が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。  （＊２）純資産、総資産、１株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、１株当たり当期純利益、１株当たり配当金  （※）連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、上場会社と対象者の本体とその子会社等の指標を単純合算した値を欄外に記載する。  ※　上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。 |
| （２）日程等 |  |
| ①　日程 | ・　取締役会決議日、公開買付開始公告日及び公告掲載新聞名、公開買付届出書提出日を記載する。 |
| ②　届出当初の買付け等の期間 | ・　届出当初の公開買付期間を記載する。 |
| ③　対象者の請求に基づく延長の可能性の有無 | ・　公開買付届出書と同等の内容を記載する。  〔公開買付届出書の記載上の注意［抜粋］〕  ・　金商法第２７条の１０第３項の規定により当該公開買付けの期間が延長される可能性がある場合に、例えば｢金商法第２７条の１０第３項の規定により、公開買付対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は３０営業日、公開買付期間は○月○日までとなります。」等詳細に記載し、延長される可能性がない場合には「当該事項なし」と記載すること。 |
| （３）買付け等の価格 | ・　買付け等をする株券等の種類ごとに買付け等の価格を記載する。株式については１株当たりの買付け等の価格を記載するものとし、その他の株券等についても同様に記載する。  ※　有価証券等を対価とする場合には、以下の内容を記載する。  ・　当該対価とする有価証券等の種類  ・　交換比率  ・　有価証券等に加えて金銭を対価とする場合には、交付する金銭の額 |
| （４）買付け等の価格の算定根拠等 |  |
| ①　算定の基礎 | ・　公開買付届出書と同等の内容を記載する。  〔公開買付届出書の記載上の注意［抜粋］〕  ・　買付価格の算定根拠を具体的に記載し、買付価格が時価と異なる場合や当該買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載すること。  ・　株券等の種類に応じた公開買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容を具体的に記載すること。  ※　現金以外を対価として選択した場合は、その理由をわかりやすく具体的に記載する。特に、流動性が低いなど換価が困難と考えられる財産を対価として選択した場合には、他の財産による代替可能性等の観点を踏まえて理由を記載する。  ※　上場株券等を対価とする公開買付けを行う場合には、有価証券届出書の【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】に記載する「発行（交付）条件の合理性に関する考え方」の内容を含めて記載する。 |
| ②　算定の経緯 | ・　公開買付届出書と同等の内容を記載する。  〔公開買付届出書の記載上の注意［抜粋］〕  ・　算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯を具体的に記載すること。  ※　意見を聴取する第三者としては、算定機関（「企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいう。以下同じ。）であることが一般的です。  ※　算定機関の意見を聴取しない場合は、その旨を記載する。  ※　上場株券等を対価とする公開買付けを行う場合には、有価証券届出書の【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】に記載する「当該発行（交付）条件により募集（売出し）を行う理由及び判断の過程」の内容を含めて記載する。 |
| ③　算定機関との関係 | ・　算定機関が当該公開買付けに関し重要な利害関係（＊）がある場合は、その旨及び当該算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。  （＊）①　算定機関が関連当事者に該当する場合、②　対象者（対象者の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から斡旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③　算定機関が上場会社・対象者の双方から依頼を受ける場合、④　算定機関又はその関係会社（その子会社を含む。）から当事会社が投融資を受けている場合　などが考えられます。  ・　重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。  ・　算定機関以外の第三者の意見を聴取した場合は、その旨及び前記に準じた内容を記載する。 |
| （５）買付予定の株券等の数 | ・　株券等の種類毎に①株式に換算した買付予定数、②株式に換算した買付予定数の下限及び③買付予定数の上限を記載する。  ※　上場株券等を対価とする公開買付けを行う場合であって、対価として自己株式を充当する予定である場合には、その旨も記載する。 |
| （６）買付け等による株券等所有割合の異動 | ・　公開買付開始公告日現在の買付け等による株券等所有割合の異動について下記事項を記載する。  ①　買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（公開買付開始公告日現在の数を記載する）  ②　買付け等前における株券等所有割合  ③　買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数  ④　買付け等後における株券等所有割合  ⑤　対象者の総株主の議決権の数  ※　特別関係者の所有株券等がある場合には、上記①から④に準じて記載する。 |
| （７）買付代金 | ・　公開買付届出書と同等の内容を記載する。  〔公開買付届出書の記載上の注意［抜粋］〕  ・　買付価格に買付予定数を乗じて得た金額を記載すること。なお、有価証券等を買付け等の対価とする場合で、その交換に係る差金として金銭を交付するときは、当該金銭の総額を記載すること。  ※　金銭以外の対価がある場合には、金銭以外の対価の種類及び金銭以外の対価の総数も記載する。 |
| （８）決済の方法 | ・　決済の方法として、下記事項を公開買付届出書と同等に記載する。  ①　買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地  ②　決済の開始日  ③　決済の方法  〔公開買付届出書の記載上の注意［抜粋］〕  ・　「決済の開始日」には、金商法第２７条の１０第３項の規定により公開買付期間が延長される可能性がある場合に、延長後の公開買付期間に対応する決済の開始日を注記すること。  ・　「決済の方法」には、買付代金を支払い、又は対価として有価証券等を引き渡す際に買付け等の通知書の呈示を求めること等決済の方法を具体的に記載すること。 |
| （９）その他買付け等の条件及び方法 | ・　公開買付届出書と同等の内容を記載する。  〔公開買付届出書の記載上の注意［抜粋］〕  ａ．「金商法２７条の１３第４項各号に掲げる条件の有無及び内容」には当該条件の有無及び内容を記載すること。なお、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３２条第１項に規定する方法により計算した数の合計と買付け等をする株券等の総数とが異なる場合には、その異なる数の処理について特に詳細に記載すること。  また、金商法第２７条の１３第４項第１号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の全部又はその一部としてあらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を、株券等の種類ごとに付した場合における、当該条件の内容（一部の種類の株券等について応募株券等の数の合計があらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときに、当該種類の株券等について応募株券等の全部の買付け等をしないことや他の種類の株券等についても応募株券等の全部の買付け等をしないこと等）を具体的に記載すること。  ｂ．「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」には、金商法施行令第１４条第１項各号に掲げる条件の有無及び内容並びに同条第２項に定める事項が発生した場合には撤回等を行うことがある旨を記載するとともに、撤回等の公告又は公表の方法を記載すること。  ｃ．「買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法」には、金商法第２７条の６第１項第１号の規定により、公開買付期間中に対象者が株式の分割その他の政令で定める行為を行った場合には買付け等の価格の引下げを行うことがある旨の条件の有無及び内容を記載するとともに、引き下げた場合の公告及び公表の方法を記載すること。  ｄ．「応募株主等の契約の解除権についての事項」には、金商法第２７条の１２の規定の内容を分かりやすく記載すること。  ｅ．「買付条件等の変更をした場合の開示方法」には、買付条件等を変更することがある場合にはその旨を記載するとともに、買付条件等の変更の方法及び変更前に既に応募した者の取扱いについて記載すること。  ｆ．「訂正届出書を提出した場合の開示方法」には、訂正届出書を提出した場合における公告の方法及び公開買付説明書の訂正方法について記載すること。  ｇ．「公開買付けの結果の開示の方法」には、公開買付期間の末日の翌日に公告又は公表を行う旨及びその方法について記載すること。 |
| （10）公開買付開始公告日 |  |
| （11）公開買付代理人 |  |
| ３．公開買付け後の方針等及び今後の見通し | ・　公開買付け後における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。 |
| ４．その他 |  |
| （１）公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容 | ・　公開買付届出書と同等の内容を記載する。  〔公開買付届出書の記載上の注意［抜粋］〕  ・　公開買付者と対象者又はその役員との間の、公開買付けによる株券等の買付け等、買付け後の重要な資産の譲渡等に関する合意の有無及びその内容を記載するとともに、公開買付者が当該役員に利益の供与を約した場合には、その内容を記載すること。 |
| （２）投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報 | ・　投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報を記載する。 |
| ・　その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 | ・　海外企業を公開買付けするに際して現地において開示されている事項であって、投資判断に重要な影響を与える事項がある場合は、その内容を記載する。 |
| ・　支配株主との取引等に関する事項〔本行為が支配株主との取引等に関するものである場合〕 | ・　当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。  ・　当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。  ・　公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。  ・　当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。  ※　意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。  ※　支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。  ※　支配株主との取引等に関するものである場合とは、上場会社若しくはその子会社が支配株主その他施行規則で定める者に対して行う公開買付け、又は、上場会社若しくはその子会社が支配株主その他施行規則で定める者からの取得を前提として第三者株式に対して行う公開買付けに限ります。 |
| （参考）当期業績予想及び前期実績 | ・　参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（公開買付けを行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。  ※　公開買付けを行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は公開買付けの業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。  ※　新たに算出した予想値を記載する場合において、公開買付けによる影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。 |

### **（ロ）対象者からの意見表明報告書による質問に対する回答の決定時の開示**

| 開示事項 | 開示・記載上の注意 |
| --- | --- |
| ・　開示資料の表題 | ・　対象者の名称及び対象者からの意見表明報告書による質問に対する回答の決定であることが判別できる表題とする。  （例）「○○○○株式会社の意見表明報告書による質問に対する回答に関するお知らせ」 |
| １．対象者の名称 |  |
| ２．質問に対する回答 | ・　意見表明報告書に記載された質問とそれに対する回答を記載する。また、回答に至った経緯を時系列に記載する。なお、意見表明においてなされた質問に対して回答する必要がないと認めた場合には、その理由を詳細に記載する。 |
| ・　その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 |  |

（注）金商法第２７条の１０に規定する対質問回答報告書による回答以外に、公開買付けに係る対象者からの質問に対する回答等を行う場合であって、投資者が買付け等への応募の是非を判断するために情報提供することが有用と考えられるときは、適時かつ適切に開示することが求められます。

### **（ハ）公開買付け終了時の開示**

| 開示事項 | 開示・記載上の注意 |
| --- | --- |
| ・　開示資料の表題 | ・　対象者の名称及び公開買付けの結果に関する開示であることが判別できる表題とする。  （例）「○○○○株式会社株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」 |
| １．買付け等の概要 | ・　買付け等の概要について、下記の公開買付開始の決定時の開示事項の内容（その後、買付条件等の変更を行っている場合は、変更後の開示事項の内容）を記載する。  （１）対象者の名称  （２）買付予定の株券等の数  （３）買付け等の期間  （４）買付け等の価格 |
| ２．買付け等の結果 |  |
| （１）公開買付けの成否 | ・　公開買付報告書と同等の内容を記載する。  〔公開買付報告書の記載上の注意［抜粋］〕  ・　金商法第２７条の１３第４項第１号に掲げる条件を付している場合に、当該条件の成就又は不成就について記載すること。 |
| （２）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名 | ・　公開買付報告書と同等の内容を記載する。 |
| （３）買付け等を行った株券等の数 | ・　公開買付報告書と同等の内容を記載する。  〔公開買付報告書の記載上の注意［抜粋］〕  ａ　株券等の数は、第８条の規定により計算した株式又は投資口の数を記載すること。以下同じ。  ｂ　株券等が株券である場合には、株式の種類ごとに記載すること。  また、株券等が新株予約権証券又は新株予約権付社債券である場合において、旧新株引受権証券等が含まれる場合には、区分して記載すること。  ｃ　「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等信託受益証券及び株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること。  〔上場株券等を対価とする公開買付けを行った場合〕  ・　当該公開買付けにより交付する新株式数を記載する。  ・　自己株式を交付する場合は、その旨及び交付する自己株式の数を記載する。  ・　増加する資本金及び資本準備金の額を記載する。 |
| （４）買付け等による株券等所有割合の異動 | ・　公開買付け等前後の株券等所有割合の異動について下記事項を記載する。  ①　買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（公開買付開始公告日現在の数を記載する）  ②　買付け等前における株券等所有割合  ③　買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数  ④　買付け等後における株券等所有割合  ⑤　対象者の総株主の議決権の数  ※　特別関係者の所有株券等がある場合には、上記①から④に準じて記載する |
| （５）あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算 | ・　公開買付報告書と同等の内容を記載する。  〔公開買付報告書の記載上の注意［抜粋］〕  ・　あん分比例方式により買付け等を行う場合に、その計算方法、計算過程及び計算の結果について詳細に記載すること。 |
| （６）決済の方法 | ・　決済の方法として、下記事項を公開買付届出書と同等に記載する。  ①　買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地  ②　決済の開始日  ③　決済の方法  〔公開買付届出書の記載上の注意［抜粋］〕  ・　「決済の方法」には、買付代金を支払い、又は対価として有価証券等を引き渡す際に買付け等の通知書の呈示を求めること等決済の方法を具体的に記載すること。 |
| ３．公開買付け後の方針等及び今後の見通し | ・　公開買付け後における方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。  ※　公開買付開始の決定時の開示内容から変更がない場合には、その旨を記載することも可能とする。 |
| ・　その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 |  |

### **②　自己株式の公開買付けを行う場合**

### **（イ）自己株式の公開買付け開始決定時の開示**

| 開示事項 | 開示・記載上の注意 |
| --- | --- |
| ・　開示資料の表題 | ・　自己株式の公開買付けであることが判別できる表題とする。 |
| １．買付け等の目的 | ・　自己の株式を取得する目的等について、わかりやすく具体的に記載する。 |
| ２．自己株式の取得に関する決議内容 |  |
| （１）決議内容 | ・　取得する株券等の種類、取得する株券等の総数及び取得価額の総額を記載する。また、発行済株式の総数及び発行済株式の総数に対する取得する株券等の総数の占める割合も記載する。 |
| （２）当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等 | ・　当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等の種類、取得した株券等の総数及び取得価額の総額を記載する。 |
| ３．買付け等の概要 |  |
| （１）日程等 | ・　取締役会決議日、公開買付開始公告日及び公告掲載新聞名、公開買付届出書提出日、買付け等の期間を記載する。  ※　買付け等の期間に定めがない場合には、その旨を記載する。 |
| （２）買付け等の価格 | ・　買付け等をする株券等の種類ごとに買付け等の価格を記載する。株式については１株当たりの買付け等の価格を記載するものとし、その他の株券等についても同様に記載する。 |
| （３）買付予定の株券等の数 | ・　株券等の種類毎に買付予定の株券等の数を記載する。なお、株券以外のものについては、①　株式に換算した買付予定数及び②　株式に換算した超過予定数を記載する。 |
| （４）買付け等に要する資金 | ・　買付け等に要する資金の合計及び買付代金を記載する。  〔公開買付届出書の記載上の注意［抜粋］〕  ・　「買付代金」欄には、買付価格に買付予定数と超過予定数との合計を乗じて得た金額を記載すること。 |
| （５）決済の方法 | ・　決済の方法として、下記事項を公開買付届出書と同等に記載する。  ①　買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地  ②　決済の開始日  ③　決済の方法  〔公開買付届出書の記載上の注意［抜粋］〕  ・　「決済の方法」には、買付代金を支払う際に買付け等の通知書の呈示を求めること等決済の方法を具体的に記載すること。 |
| ・　その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 |  |
| ・　支配株主との取引等に関する事項〔本行為が支配株主との取引等に関するものである場合〕 | ・　当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。   * 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。   ・　公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。  ・　当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。  ※　意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載す　る。  ※　支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。  ※　支配株主との取引等に関するものである場合とは、支配株主その他施行規則で定める者からの取得を前提としている場合に限ります。 |

### **（ロ）自己株式の公開買付け終了時の開示**

| 開示事項 | 開示・記載上の注意 |
| --- | --- |
| ・　開示資料の表題 | ・　自己株式の公開買付けの結果の開示であることが判別できる表題とする。 |
| １．買付け等の概要 | ・　買付け等の概要について、下記の公開買付開始の決定時の開示事項の内容（その後、買付条件等の変更を行っている場合は、変更後の開示事項の内容）を記載する。  （１）買付け等の期間  （２）買付け等の価格  （３）決済の方法 |
| ２．買付け等の結果 |  |
| （１）買付け等を行った株券等の数 | ・　株券等の種類毎に買付け等を行った株券等の数を記載する。なお、株券以外のものについては、①　株式に換算した応募数及び②　株式に換算した買付数を記載する。 |
| （２）あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算 | ・　公開買付報告書と同等の内容を記載する。  〔公開買付報告書の記載上の注意［抜粋］〕  ・　あん分比例方式により買付け等を行う場合に、その計算方法、計算過程及び計算の結果について詳細に記載すること。 |
| ・　その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 |  |